

乗務できない乗合自動車運転士への対応について

高齢の運転士の重大事故が続いたことから、令和2年度より再任用時に事故歴や懲戒処分歴などを考慮し乗務可否の判断を行っており、乗務が継続することが適格でないと判断した運転士については、ターミナル整理員など非乗務勤務としてきた。

定年延長の導入に伴い、今後、再任用となる年齢は段階的に引き上げられていくこととなるが、事故の原因の一つとなる高齢化は考慮していく必要はあることから、今後も引き続き60歳で乗務可否の判断は行っていく。

一方、ターミナル整理員の業務は、本来、乗合自動車運転士として担う市バス運転業務等と比較して同等の処遇とすべき業務ではないことから、今後の定年延長により現職職員が担うことも想定されるなかで、処遇の見直しについて早急に対処していく必要がある。

また、安全運行の確保の観点から、再三の研修等を受講してもなお運転技術等の改善がみられず、乗務させることが不適格であると判断した場合も非乗務勤務としているが、今後は同様にターミナル整理員の業務を担当させるなどの対応をとらざるを得ない。

そのため、今後は、以下のとおり取り扱う。

1 乗務できない乗合自動車運転士が担う業務

(1) 業務内容

三宮駅前及び阪急六甲等のターミナル整理員の業務

(2) 処遇

業務内容を鑑みて、現業職1級格付けとする。

※「交通局バスターミナル整理員実施要綱」を制定

なお、本人同意がない場合でも、運転士の適性がなく、継続的な指導を十分行ったにも関わらず改善がみられず、今後も事故を起こす可能性が非常に高いなど、勤務実績が良くない又はその職に必要な適格性を欠く場合は、分限処分（降給）として実施する。

2 対象者

(1) 高齢運転士の場合（毎年4月1日において60歳以上となる運転士）

①有責事故件数、②懲戒処分件数、③健康状態を基に判定し、基準点を下回った場合において、その後実施する重点指導研修においてもなお改善が見られない運転士

(2) 運転技術等が不適格でその職責を果たすことができない場合

再三の乗務員研修等の効果がみられず、その後実施する重点指導研修においてもなお改善の見られない運転士

3 手続き

(1) 高齢運転士の場合

① 令和5年度

1月末	所属による指導の実施（通告）、経営企画課課長による面談
2月頃	重点指導研修の実施
3月頃	継続的な指導を要する職員への指定 特別研修（5日間）を実施
4月1日	暫定的に整理員業務へ従事
5月1日	新制度による整理員として配置

② 令和6年度以降

12月頃	所属による指導の実施（通告）、経営企画課課長による面談
1月頃	重点指導研修の実施
2月頃	継続的な指導を要する職員への指定 特別研修（5日間）を実施
4月1日	整理員として配置

(2) 運転技術等が不適合でその職責を果たすことができない場合

① 令和6年4月以降随時実施

4月前	所属による指導の実施（通告）、経営企画課課長による面談
3月前	重点指導研修の実施
2月前	継続的な指導を要する職員への指定 特別研修（5日間）を実施
各月1日	整理員として配置

※「交通局における継続的な指導を要する職員への対応要綱（概要図）」を変更。
要綱そのものは変更なし。

4 現在の整理員の取り扱い

本来の運転士としての職責を果たしていないことについては、現在の再任用職員として整理員の業務に従事している運転士についても同様であることから、令和5年度の手続きについては、現在の整理員も対象として加える。

5 市バス運転業務への再配置

整理員の業務に従事する者で勤務成績が優秀な職員のうち希望者については、毎年2月頃に実施する特別研修の際に特別選考を受験することで、これに合格し職務遂行能力が実証されれば、市バス運転業務への再配置を認めることとする。